平成２４年（フ）第３０２１号
大阪市中央区内淡路町２丁目２番８号
破産者　株式会社ヌル
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１５号
大阪市東成区大今里３丁目22番36号
破産者　有限会社三東電子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１８３号
大阪市淀川区西中島４丁目２番21号ミツフ新御堂筋ビル705号室
破産者　オレオーラ株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３０６号
大阪市北区梅田２丁目５番４号
破産者　株式会社ビッグサム
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３４１号
大阪府東大阪市荒本新町６番36―1005号　ロイヤルマツイ1005号
破産者　有限会社美優我
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６号
堺市西区鳳東町６丁682
破産者　ナニワペトロール株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
堺市西区鳳東町６丁682
破産者　株式会社誠花
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
堺市西区鳳東町６丁682
破産者　株式会社オートテクニック
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８７号
堺市堺区香ヶ丘町１丁10―27　丸栄マンション１階、商業登記簿上の本店所在地堺市北区新金岡町５丁３番521　ミモザコート２Ｆ
破産者　有限会社プランティングサポート
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６５号
神戸市東灘区御影本町６丁目６番６号
破産者　ＬＥＤ株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４号
神戸市兵庫区荒田町４丁目29番24―105号
破産者　有限会社山本商店
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３号
兵庫県西宮市本町５番10号
破産者　株式会社エスワイ自動車
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８０号
兵庫県西宮市田中町５番10号白石アドビル２Ｆ
破産者　有限会社エーアイコンピューターサービス
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７号
佐賀県佐賀市兵庫南２丁目４番22号
破産者　株式会社装電社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
最後の住所岩手県宮古市区界第１地割272番地１　区界団地17号
破産者　亡伊東義忠相続財産
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第６９７号
東京都日野市旭が丘５丁目12番地の51
破産者　山内　法男
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５２０号
金沢市畝田西４丁目46番地２
破産者　株式会社石橋鉄工
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
長野県松本市大字島立1981番地
破産者　有限会社ムーバス
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３１号
滋賀県東近江市妹町1661番地
破産者　日本オーガニック株式会社
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０７号
滋賀県草津市東草津２丁目９番39号
破産者　有限会社湖南販売
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
京都市上京区油小路通丸太町上ル米屋町286番地
破産者　有限会社三和電栄
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
和歌山県有田郡有田川町大字奥671番地
破産者　有限会社ヤマヒデ
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係